

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

- 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正  
 (人事課) 3
- 亀岡市一般職員の給与に関する条例及び亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正  
 (人事課) 4

### —— 規 則 ——

- 亀岡市優良職員表彰規則の一部改正  
 (人事課) 10
- 助産施設の入所に関する規則の一部改正  
 (こども福祉課) 10

### —— 告 示 ——

- 物品に関する指名競争入札参加資格及び審査等に関する要綱の一部改正  
 (執行管理課) 11
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 13
- 公示送達 (税務課) 14
- 公示送達 (税務課) 15
- 指定地域密着型サービス事業者の指定  
 (高齢福祉課) 15
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 16

- 亀岡市議会臨時会の招集 (総務課) 16
- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 16
- 放置自転車の撤去、保管  
 (桂川・広域交通課) 17
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 17
- 南丹都市計画生産緑地地区の変更に係る図書縦覧 (都市計画課) 18
- 指定地域密着型サービス事業者の廃止  
 (高齢福祉課) 18

### —— 公 告 ——

- 亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 19
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 21
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更をした計画書の縦覧 (農政課) 22
- 広告付き番号案内表示機設置事業者の募集 (市民課) 22
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
 (執行管理課) 25
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
 (執行管理課) 29
- 条件付一般競争入札の執行  
 (執行管理課) 30
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況  
 (市民課) 32
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
 (執行管理課) 34
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 37
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 38

○亀岡市人事行政の運営等の状況  
(人事課) 39

—— 任免及び辞令 ——

**選挙管理委員会欄**

—— 告 示 ——

○定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 53

○亀岡市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表 53

**市立病院欄**

—— 規 程 ——

○亀岡市立病院職員の給与に関する規程及び亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正 57

公布された条例のあらまし

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 国の給与改定措置に準じ、市長等及び教育長の給料月額を0.5%引き下げて、次のとおりとすることとした。

職	改正前	改正後
市長	990,000円	985,000円
副市長	791,000円	787,000円
病院事業管理者	667,000円	664,000円
教育長	697,000円	694,000円

2 この条例は、平成23年12月1日から施行することとした。

亀岡市一般職員の給与に関する条例及び亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例要綱

1 人事院勧告に準じ、本市一般職員の給与に関し、本給及び期末手当の支給割合等について、次のとおり改正することとした。

(1) 本給の改定

ア 初任給を中心とした若年層を除き、給料表の給料月額を減額改定することとした。

イ 平成18年4月1日の給料表改定に伴う経過措置額を0.90%引き下げることにした。

(2) 平成23年4月から本給改定までの給与  
較差相当分の調整

平成23年4月の給料、地域手当、管理  
職手当、扶養手当及び住居手当の8月分  
(4月～11月分)の0.37%及び6月  
期末勤勉手当の0.37%の合計額を12  
月の期末手当から減額調整することとした。

2 その他所要の規定整備を図ることとした。

3 この条例は、平成23年12月1日から施  
行することとした。

## 条 例

特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条  
例及び亀岡市教育委員会教育長の給与に関する  
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年11月25日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第20号

特別職の職員で常勤のものものの給与  
に関する条例及び亀岡市教育委員  
会教育長の給与に関する条例の一  
部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものものの給与に関する  
条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものものの給与に関  
する条例(昭和39年亀岡市条例第48号)  
の一部を次のように改正する。

別表中「990,000円」を  
「985,000円」に、「791,000  
円」を「787,000円」に、  
「667,000円」を「664,000  
円」に改める。

(亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条  
例の一部改正)

第2条 亀岡市教育委員会教育長の給与に関す  
る条例(昭和30年亀岡市条例第26号)の  
一部を次のように改正する。

第3条中「697,000円」を  
「694,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年12月1日から施行する。

「揭示済」

---

亀岡市一般職員の給与に関する条例及び亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年11月25日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第21号

亀岡市一般職員の給与に関する条例及び亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

## 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用 職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	

31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200	457,000
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900	457,800
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600	458,600
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900	459,200
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500	

67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200	
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900	
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400	
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100	
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800	
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500	
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000	
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700	
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400	
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100	
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600	
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100	423,300	
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800	424,000	
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500	424,700	
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000	425,200	
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700	425,900	
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400	426,600	
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100	427,300	
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600	427,800	
86	239,700	294,800	343,200	383,900	401,300	428,500	
87	240,400	295,100	343,700	384,500	402,000	429,200	
88	241,100	295,500	344,200	385,100	402,700	429,900	
89	241,900	295,800	344,600	385,800	403,200	430,400	
90	242,400	296,200	345,100	386,400	403,900	431,100	
91	242,900	296,600	345,600	387,000	404,600	431,800	
92	243,400	297,000	346,100	387,600	405,300	432,500	
93	243,700	297,100	346,300	388,300	405,800	433,000	
94		297,500	346,800	388,900	406,500		
95		297,900	347,300	389,500	407,200		
96		298,300	347,800	390,100	407,900		
97		298,500	347,900	390,800	408,400		
98		298,900	348,400	391,400	409,100		
99		299,300	348,900	392,000	409,800		
100		299,700	349,400	392,600	410,500		
101		299,900	349,700	393,300	411,000		
102		300,300	350,100	393,900			

103		300,700	350,500	394,500				
104		301,100	350,900	395,100				
105		301,300	351,400	395,800				
106		301,600	351,800	396,400				
107		302,000	352,200	397,000				
108		302,400	352,600	397,600				
109		302,600	353,100	398,300				
110		303,000	353,500	398,900				
111		303,400	353,900	399,500				
112		303,700	354,200	400,100				
113		303,800	354,700	400,800				
114		304,200						
115		304,600						
116		305,000						
117		305,200						
118		305,500						
119		305,800						
120		306,100						
121		306,500						
122		306,800						
123		307,100						
124		307,400						
125		307,800						
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

(亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年亀岡市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の99.59」を「100分の99.1」に、「100分の99.83」を「100分の99.34」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、改正後の亀岡市一般職員の給与に関する条例第20条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第23条第1項から第3項まで、又は第5項若しくは附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(亀岡市一般職員の給与に関する条例第24条の3に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であって行政職給料表の職務の級及び号給が次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(亀岡市一般職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例(平成18年亀岡市条例第4号)附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

職務の級	号 給
1 級	1号給から93号給まで
2 級	1号給から76号給まで
3 級	1号給から60号給まで
4 級	1号給から44号給まで
5 級	1号給から36号給まで
6 級	1号給から28号給まで
7 級	1号給から16号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

「揭示済」

# 規則

亀岡市優良職員表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第30号

亀岡市優良職員表彰規則の一部を改正する規則

亀岡市優良職員表彰規則（昭和45年亀岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び勤功賞並びに精勤賞の3種類」を「、勤功賞及び精勤賞並びに市長特別賞の4種類」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(4) 市長特別賞

前3号に定めるもののほか、市長が適当と認めた者

第4条第1項を次のように改める。

第4条 表彰は、次に掲げるものを授与してこれを行う。

(1) 前条第1号に該当する者 表彰状及び功  
労章

(2) 前条第2号に該当する者 表彰状及び勤  
功章

(3) 前条第3号に該当する者 表彰状及び精  
勤章

(4) 前条第4号に該当する者 表彰状

第4条第2項中「、その」を「その」に、「表彰状、各章は」を「前項各号に掲げるものは、」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

助産施設の入所に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第31号

助産施設の入所に関する規則の一部を改正する規則

助産施設の入所に関する規則（昭和45年亀岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表備考第4項第1号イ中「350,000円」を「390,000円」に改める。

附則第2項を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成23年9月20日以降の入所申請分から適用する。

「揭示済」

## 告 示

亀岡市告示第182号

物品に関する指名競争入札参加資格及び審査等に関する要綱（平成16年亀岡市告示第188号）の一部を次のように改正する。

平成23年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

別記第1号様式中「亀岡市長 様」を「（宛先）亀岡市長」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

その1

営 業 経 歴 書 （ 法 人 用 ）							
商号（名称）及び 代表者名		ふりがな 商号 名称				役職名 ふりがな 代表者氏名	
所在地	本社・本店					電話	( ) -
						FAX	( ) -
	支社 支店 営業所	委任先 に○	住所	名称		電話・FAX	
			〒			電話	( ) -
			〒			FAX	( ) -
			〒			電話	( ) -
			〒			FAX	( ) -
			〒			電話	( ) -
	〒			FAX	( ) -		
営業種目							
希望取引 商品名	(商品メーカー名を記入のこと)				特約又は 代理している 会社名		
経 営 規 模	自己 資本 の 額	区 分	直 前 決 算 時 (千円)	剰 余 ( 欠 損 ) 金 処 分 (千円)	決 算 後 の 増 減 額 (千円)	計 (千円)	
		払 込 資 本 金					
		準 備 金 ・ 積 立 金					
		次 期 繰 越 利 益 ( 欠 損 ) 金					
		計					
	従 業 員	技術関係職員数	事務関係職員数		その他職員数	計	
	人	人		人	人		
営業年数	創 業	転 廃 業	現 組 織 へ 変 更		営 業 年 数 計		
	年 月	年 月	年 月		年 月		
契約実績	直前2年間平均契約（販売）金額		直前1年間の契約（販売）金額		直前1年間の亀岡市との契約（販売）金額		
	円		円		円		
主要取引 (契約)先	取引（契約）先	主な取引（契約）内容				金 額	
						円	
						円	
						円	
						円	
備 考							

別記第5号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

---

亀岡市告示第183号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年11月2日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0132-71074

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成23年4月1日

3 無効になる日

平成23年11月2日

「揭示済」

## 亀岡市告示第184号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達をうけるべき者の申し出があれば交付する。

ここに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成23年11月8日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 送達する書類

平成23年度固定資産税・都市計画税納税通知書

## 2 送達を受けるべき者の住所、氏名または名称

	氏名	住所
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第185号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付する。

ここに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成23年11月11日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 送達する書類

固定資産現所有者の認定について（通知書）  
平成23年度固定資産税・都市計画税納税通知書

## 2 送達を受けるべき者

住所 省略  
氏名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第186号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

平成23年11月11日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 申請者

社会福祉法人 長生園

## 2 介護保険事業所番号

2671500102

## 3 事業所の名称

グループホーム幸せの里

## 4 事業所の所在地

京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内19番地

## 5 サービスの種類

認知症対応型共同生活介護  
介護予防認知症対応型共同生活介護

## 6 指定年月日

平成23年11月11日

「揭示済」

亀岡市告示第187号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年11月14日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0131-32019

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成23年4月1日

3 無効になる日

平成23年11月14日

「揭示済」

亀岡市告示第188号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成23年11月24日下記の事件につき、亀岡市議会臨時会を亀岡市議場に招集する。

平成23年11月17日

亀岡市長 栗山正隆

記

付議事件

- 1 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 亀岡市一般職員の給与に関する条例及び亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

「揭示済」

亀岡市告示第189号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成23年11月30日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成23年11月23日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第190号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成23年11月24日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

- J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域
- J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域
- J R 並河駅前自転車放置禁止区域
- J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成23年11月24日（木）  
午後1時00分～午後3時30分

4 撤去し、保管した台数 41台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間  
月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。
- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

※ 連絡先

まちづくり推進部 桂川・広域交通課  
電話 (25) 5083

「揭示済」

亀岡市告示第191号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年11月24日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0308-65007

1 保険者

亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成23年4月1日

3 無効になる日

平成23年11月24日

「揭示済」

亀岡市告示第192号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年11月29日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類  
生産緑地地区

- 2 都市計画を変更する土地の区域

区 域	付 記
千代川町 高野林北ン田	一 部
篠町 篠牧田	〃
〃 篠松ケ池	〃
〃 篠芦原	〃

- 3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により次のとおり告示する。

平成23年11月30日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 指定事業所番号  
2691600064
- 2 指定地域密着型サービス事業者の名称  
株式会社スマイルライフ
- 3 事業所の名称及び所在地  
グループホーム ひやくぼ  
京都府亀岡市西別院町犬甘野小谷11番地
- 4 サービスの種類  
認知症対応型共同生活介護  
介護予防認知症対応型共同生活介護
- 5 事業の廃止年月日  
平成23年11月30日

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第59号

## 亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり行います。

平成23年11月1日

亀岡市長 栗山正隆

### 1 募集職種及び採用予定人数

募 集 職 種	電 気
採用予定人数	1 名

### 2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できます。

昭和60年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人で、電気に関する専門課程を修了して卒業した人（平成24年3月卒業見込者を含む。）又は昭和51年4月2日以降に生まれた人で民間企業での電気に関連する職務経験（設計、施工管理等）が3年以上の人（学歴は問わないが、学校教育法による大学卒業程度の学力を必要とする。）

※ 民間企業での職務経験が3年以上とは、会社員、団体職員等として6箇月以上継続して常勤で職務に従事（非常勤のアルバイト、パートタイムは含まない。）した期間が該当し、複数の場合は、通算することができます。ただし、国家公務員又は地方公務員としての職務期間は含まれません。（平成24年3月31日現在で3年見込みの場合を含む。）

(2) 次に掲げる条件のいずれかに該当する人は受験することができません。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 試 験

(1) 方 法

## ア 筆記試験（多枝選択式）

試験区分	試験科目	出題分野（予定）
電気	専門試験	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学及び情報・通信工学

イ 面接試験（人物能力や意欲等についての個別又はグループ面接による試験）

## (2) 日時・場所

平成23年12月4日（日）午前9時から『亀岡市役所』において行います。

## (3) 合格発表

平成24年1月下旬に通知します。

## 4 採用

この試験の合格者は、職種ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、平成24年4月1日以降必要に応じ採用されます。

なお、この名簿の有効期間は、平成25年4月1日までです。

## 5 給与

（平成23年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。）

区分	電気
大学卒	182,532円
大学卒（民間経験3年）	196,948円

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給されます。

## 6 受験手続及び受付期間

## (1) 申込

ア 申込みは、申込書及び自己紹介書に必要事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真（上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm）を貼り、亀岡市企画管理部人事課に提出してください。（郵送可）

イ 申込書等（申込書、自己紹介書）を郵送する場合は、必ず簡易書留で封筒の表に『採用試験受験』と朱書きし、返信用封筒（80円切手を貼って、宛先を明記したもの）を同封のうえ送付してください。

ウ 身体に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡してください。

## (2) 受付期間

申込みは、持参の場合は平成23年11月7日（月）から平成23年11月18日（金）まで受け付けます。（ただし、土曜日、日曜日を除き、午前9時から午後5時まで）郵送の場合は締切日を11月16日（水）とし、締切日の消印のあるものは有効とします。

## 7 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の問い合わせは亀岡市企画管理部人事課でお答えします。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話(0771)22-3131(市役所代表)…(内線2154)

電話(0771)25-5016(人事課直通)

URL : <http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

## 亀岡市公告第60号

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成23年11月2日

亀岡市長 栗山正隆

## 記

- |        |                    |
|--------|--------------------|
| 1 捕獲日時 | 平成23年10月27日 午前10時頃 |
| 2 捕獲場所 | 亀岡市篠町馬堀地内          |
| 3 種類   | 雑種                 |
| 4 毛色   | 黒・白                |
| 5 性別   | 雌                  |
| 6 体格   | 中                  |
| 7 犬の鑑札 | なし                 |
| 8 注射済票 | なし                 |
| 9 その他  | 布製柄あり首輪            |

(注意) 公告期間満了の日の翌日(平成23年11月5日)までに引取りのないときは処分されます。

(連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生室

電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第61号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第9条の規定に該当する軽微な変更をしたので、同法（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成23年11月2日

亀岡市長 栗山正隆

1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間

平成23年11月2日以後、常時備え置くこととする。

2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市経済部農政課

「揭示済」

亀岡市公告第62号

広告付き番号案内表示機設置事業者を募集するので、次のとおり公告する。

平成23年11月4日

亀岡市長 栗山正隆

広告付き番号案内表示機  
設置事業者募集要項

1 目的

亀岡市では、市民サービスの向上と新たな財源を確保するため、証明書等の交付時に番号を表示するとともに、本市の行政情報及び広告を放映する広告付き番号案内表示機を設置することを企画しています。

この企画について提案のうえ実施していただける事業者を募集しています。

2 設置場所及び設置台数

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市役所1階市民課及び1階待合スペース等

広告付き番号案内表示機一式（付属設備を含む） 2箇所

（内訳：番号案内表示機2台及び広告放映装置2台、付属設備等）

※ 設置場所及び台数については、庁舎管理上必要な場合は、変更することがあります。

3 事業の実施期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（5年間）

ただし、機器の設置は、平成24年3月末に行うものとし、事前に市と協議するものとします。

4 提案条件等

(1) 施設使用形態

機器の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、亀岡市が事業者に対し、行政財産である建物の一部を目的外使用許可する方法により行います。亀岡市役所庁舎管理規則（昭和41年亀岡市規則第9号）の規定による許可が必要です。

(2) 提案内容

仕様書（別紙1）を満たす、広告付き番号案内表示機の具体的な設置位置や設置方法等を提案してください。

具体的な設置位置・方法等の詳細については、設置事業者からの提案に基づき、協議のうえ、決定します。

### (3) 費用負担

既設番号案内表示機の撤去、新機器の設置、広告映像の作成、行政情報映像の作成等、維持管理・運営、撤去等に要する費用をはじめ、広告主の募集、広告の制作、その他広告事業の実施に要する費用は、設置事業者の負担となります。

（行政財産の目的外使用料は、亀岡市庁舎使用料条例（平成2年亀岡市条例第14号）に規定する額を徴収します。

広告付き番号案内表示機設置に伴う電気代については、設置事業者の負担となります。

### (4) 広告の方法

ディスプレイによる動画又は静止画像による広告とします。

広告の音声については、無音又は市と協議のうえ、窓口業務の支障とならないよう音量の調整ができるものとします。

### (5) 仕様等

#### ア ディスプレイ

番号案内表示機・広告放映装置一体のもの又は番号案内表示機・広告放映装置各1台並列のもの

ただし、それ以外の形態については、協議のうえ、決定します。

#### イ 付属設備

番号案内表示・入力用操作機器一式及び交付用番号発券機等は、仕様書（別紙1）のとおりです。

### (6) 提案金額（広告放映料）

事業者は、市に納付する広告放映料年額

（消費税を加算した金額）を提案してください。

### (7) 施行管理方法

広告付き番号案内表示機設置の設置方法、メンテナンス、破損時の対応、事故対応など保守管理に関する内容を提案してください。

## 5 応募

### (1) 応募者の資格・要件

次の要件をすべて満たしていることが必要です。

ア 自ら広告主の募集並びに放映する広告及び行政情報を制作することができる広告代理店（個人代理店は除く。）であること。

イ 官公署と契約等の実績を有していること。

ウ 本業務と類似の実績を有していること。

エ 税（法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税、固定資産税並びに法人市民税、個人にあっては申告所得税、消費税及び地方消費税、固定資産税並びに市民税に限る。）の滞納がないこと。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する資格制限に該当しない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でないこと。

ク 前号に掲げる者の統制下にある団体と認められるものでないこと。

(2) 応募方法

次のア～スの書類を郵便又は持参で亀岡市役所市民課に応募してください。

(応募書類)

ア 企画提案申込書(様式1)

イ 企画提案書(様式2)

※ 少なくとも下記の項目を盛り込んでください。

(ア) 広告付き番号案内表示機の仕様及びデザイン等の画面・写真等

(イ) 広告付き番号案内表示機の設置位置・設置方法及び完成予想図

(ウ) 広告付き番号案内表示機の施行管理方法

(エ) 広告付き番号案内表示機の機器内容

・機器の構成

・番号表示・削除等入力方法

・番号表示数・配色等ディスプレイのレイアウト

・番号表示ディスプレイの画面展開の内容(図等で確認できるもの)

・その他の番号案内表示機で可能な機能等

(オ) 広告の掲載、更新計画、更新方法及び広告の放映枠数・回転数・管理等

(カ) 行政情報の制作、更新方法及び行政情報の放映枠数・回転数・管理等

ウ 業務実績一覧表(様式3)

エ 会社概要等、会社の事業内容がわかるもの(パンフレット等)

オ 事業者の広告採用方針

カ 納税証明書

(ア) 法人にあっては、所管する税務署発行の納税証明書及び本店(亀岡市との取引に関し、営業所の長等に委任する場合にあっては、本店及び当該営業

所)の所在する市区町村発行の納税証明書(固定資産税及び法人市民税に係るもの)

(イ) 個人事業者にあっては、所管する税務署発行の納税証明書及び住所地の市区町村発行の納税証明書(固定資産税及び市民税に係るもの)

キ 登記簿謄本又は登記事項証明書(法人の場合のみ)

ク 身分証明書(個人の場合のみ)

ケ 直近の決算に係る財務諸表(3カ年度分)(法人の場合のみ)

コ 確定申告書の写し(3カ年分)(個人の場合のみ)

平成20・21・22年分の青色申告書(写)又は白色申告書(写)

サ 問い合わせ・緊急時の対応体制

シ 委任状(受任者を設定する場合に限る。)

ス 印鑑証明書

(3) 受付期間

平成23年11月8日(火)から平成23年11月18日(金)まで(必着)

※ 郵送の場合は、簡易書留郵便としてください。

※ 持参の場合は、開庁時間内(月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで)に申し込んでください。

(4) 提出部数

正本1部、副本(正本の写し)8部

(5) その他

ア 申込書類は返却しません。

イ 応募についての質問等については、平成23年11月14日(月)までに電子メールで送信いただき、送信された旨電話連絡してください。連絡のない場合は、以後の質問受付を不可とします。回答については、平成23年11月16日

(水)までに亀岡市ホームページにて内容を公開します。

## 6 事業者の選定

広告付き番号案内表示機設置事業者選定審査会において、広告放映料の金額、機器の仕様、業務実績、信頼性、その他企画提案書の内容を総合的に評価するとともに、プレゼンテーション（平成23年11月28日（月）午後1時30分を予定）を実施し、1社を決定します。

※ 時間・場所の詳細については、別途通知します。

## 7 事業者の選定結果及び決定等

(1) 企画提案申込書の提出者に対し、選定結果を通知します。

なお、審査の経緯等については、公表しないものとします。

(2) 決定された事業者は、市と広告付き番号案内表示機に係る協定書を締結します。

(3) 決定された事業者は、亀岡市役所庁舎管理規則に基づき、庁舎使用許可申請書を提出してください。

## 8 広告放映の手続き

(1) 広告を放映する広告主及び広告内容については、事前に市の広告放映審査委員会において審査を行い、承認を得た内容を放映することになりますので、広告放映開始14日前までに、広告原稿等必要な資料を提出してください。

(2) 広告放映審査委員会において、広告内容等について修正の指示を受けたときは、その指示に従ってください。

(3) その他広告の放映に関することは、広告付き番号案内表示機広告放映要綱（別紙2）によるものとします。

## 9 使用料等の納付

(1) 使用料、電気代、広告放映料は、平成24年4月1日から発生します。

(2) 使用料等は別に定める期限までに、亀岡市の発行する納入通知書により納付していただきます。

## 10 応募先（問い合わせ先）

〒621-8501

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市環境市民部市民課（市役所1階）

電話：0771-25-5019（直通）

FAX：0771-25-5021（直通）

電子メール：

shimin@city.kameoka.kyoto.jp

「揭示済」

## 亀岡市公告第63号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年11月7日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

公第3号

亀岡運動公園野球場スコアボード改築工事

(2) 工事場所 亀岡市曾我部町穴太 地内

(3) 工事種別 電気工事

(4) 工事概要

亀岡運動公園野球場スコアボード改築工事

- ・ 建築工事 (スコアボード本体鉄骨架台) 一式
- 仮設工事 外部足場、フェンスバリケード、養生、清掃片付け
- 基礎工事 躯体鉄筋コンクリート造、土工掘削、砕石、型枠工
- ・ 電気設備工事 (スコアボード各表示盤) LED付磁気反転装置 一式
- ・ 解体工事 既存ボード撤去、基礎コンガラ取壊し、運搬・処分 一式

(5) 工期 契約日の翌日から平成24年3月26日まで

(6) 部分払 無

(7) 前金払 有 (当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社等の保証が必要)

(8) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上 (変更工期を含む) で前金払をしている工事については、中間前金払 (請負金額の20%以内) が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

(9) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

(1) 平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「電気工事」で登録がある者で、かつ電気工事を希望順位1位とし、特定建設業の許可を得ており、亀岡市内に本社 (本店) を置く者とする。

また、入札参加は単体とし、事業協同組合及び共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事 (電気工事) が2件以上ある

場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成23年4月1日以降の電気工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また公告日以降開札日までの間に、他の電気工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)

(2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者 (入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円 (建築一式は4,500万円) 未満の場合は主任技術者) は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成23年11月7日(月) 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成23年11月7日(月) 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成23年11月9日(水) 午前9時から午後5時まで 平成23年11月10日(木) 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成23年11月11日(金) 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成23年11月8日(火) 正午まで 設計図書に関する質問 平成23年11月14日(月) 正午まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年11月15日(火)	共通事項5のとおり
入札期間	平成23年11月18日(金) 午前9時から午後5時まで 平成23年11月21日(月) 午前9時から午後4時まで 再入札となった場合は 平成23年11月22日(火) 午後3時00分までに再入札すること。	共通事項6のとおり
開札日時	平成23年11月22日(火) 午前11時00分 再入札となった場合は 平成23年11月22日(火) 午後3時10分に開札する。	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 亀岡市公告第64号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

平成23年11月15日

亀岡市長 栗山正隆

条件付一般競争入札事項	亀岡市公有地の売却 売却する物件：亀岡市東つつじヶ丘都台二丁目30番51 宅地 220.26㎡
入札参加資格	日本国内に居住している人。 ただし、地方自治法施行令第167条の4に該当する方は参加できません。
参加申込み	この入札に参加を希望される場合は、事前の申込みが必要です。
入札場所	亀岡市役所 4階 入札室
入札日時	平成23年12月20日（火曜日） 入札：午前9時00分から 午前9時50分まで 開札：午前10時00分
参加申込受付期間	参加申込は、下記の期間内に亀岡市役所3階執行管理課にて行います。 平成23年12月7日（水曜日）から 平成23年12月9日（金曜日）まで 受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午～午後1時を除く）
参加申込用紙等の配布期間	参加申込用紙等は、「亀岡市公有地売却について（亀岡市東つつじヶ丘地内）」として、平成23年11月15日（火曜日）から亀岡市ホームページにて配布します。 入手できない人は執行管理課に問い合わせてください。
最低売却価格の設定有無	最低売却価格を設定します。 最低売却価格 15,040,000円
土地の用途制限	入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付されます。 ア 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項に規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。 イ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第2条に規定する「廃棄物」の処理業の用途に供しないこと。 ウ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途に供しないこと。
無効な入札	次の入札は無効になります。 ア 入札参加資格のない者がした入札 イ 所定の入札書によらない入札 ウ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札

	エ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札 オ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札 カ 入札金額を訂正した入札 キ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
落札者の決定方法	最低売却価格以上の額の入札の内、最高額で入札された方を落札者とします。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。
入札保証金 契約保証金	入札保証金（金融機関が振り出した保証小切手）は、入札額の5%以上 契約保証金は、落札価格の10%以上
その他	入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地売却について（亀岡市東つつじヶ丘地内）」でご確認ください。
問合せ先 申し込み先	亀岡市企画管理部 執行管理課 0771-25-5041（直通）

「揭示済」

亀岡市公告第65号

条件付一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成23年11月15日

亀岡市長 栗山正隆

条件付一般競争入札事項	亀岡市公有地の売却 売却する物件：亀岡市千代川町今津3丁目1番7 外4筆 宅地又は雑種地 13,261.28㎡
入札参加資格	日本国内に居住している人。 ただし、地方自治法施行令第167条の4に該当する方は参加できません。
参加申込み	この入札に参加を希望される場合は、事前の申込みが必要です。
入札場所	亀岡市役所 4階 入札室
入札日時	平成24年1月17日（火曜日） 入札：午前10時00分から 午前10時50分まで 開札：午前11時00分から
参加申込受付場所及び期間	参加申込は、下記の期間内に亀岡市役所3階執行管理課にて行います。 平成23年12月14日（水曜日）から 平成23年12月16日（金曜日）まで 受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午～午後1時を除く）

参加申込用紙等の配布期間	参加申込用紙等は、「亀岡市公有地売却（旧亀岡市立自動車学校用地）について」として、平成23年11月15日（火曜日）から亀岡市ホームページにて配布します。 入手できない人は執行管理課にお問い合わせください。
最低売却価格の有無	最低売却価格を設定します。 最低売却価格 490,000,000円
土地の利用	入札する物件は、次の土地利用条件が付されます。 ア 周辺環境と整合した、分譲住宅を主とした開発を、落札者自らが事業主となって実施すること。 イ 残存する旧自動車学校の建物（教習コース等含む）は、すべて落札者が費用負担して解体・撤去すること。 ウ 当該物件区域内に位置する地縁団体所有財産（2筆）を本契約成立と同時に別途取得し、一体利用すること。
土地の用途制限	入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付されます。 ア 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項に規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。 イ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第2条に規定する「廃棄物」の処理業の用途に供しないこと。 ウ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途に供しないこと。
無効な入札	次の入札は無効になります。 ア 入札参加資格のない者がした入札 イ 所定の入札書によらない入札 ウ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札 エ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札 オ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札 カ 入札金額を訂正した入札 キ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
落札者の決定方法	最低売却価格以上の額の入札の内、最高額で入札された方を落札者とします。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。
入札保証金 契約保証金	入札保証金（金融機関が振り出した保証小切手）は、入札額の5%以上 契約保証金は、契約金額の10%以上
その他	入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地売却について（旧亀岡市立自動車学校用地）」でご確認ください。
問合せ先 申し込み先	亀岡市企画管理部 執行管理課 0771-25-5041（直通）

「揭示済」

## 亀岡市公告第66号

住民基本台帳法第11条第3項及び同法第11条の2第12項に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のとおり公表する。

平成23年11月15日

亀岡市長 栗山正隆

## 国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

国又は地方公共団体の機関名	請求事由、閲覧事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省	自衛官等の募集に伴う広報のため	平成22年12月7日から9日	亀岡市全域
京都府南丹保健所	平成23年国民健康・栄養調査の実施における被調査世帯及び被調査者名簿作成のため	平成23年9月6日	矢田町 下矢田町4丁目
京都府南丹保健所	平成23年京都府民健康・栄養調査における被調査世帯及び被調査者名簿作成のため	平成23年10月5日	篠町広田2丁目 本梅町中野

## 個人又は法人の申出による閲覧

閲覧者の名称及び代表者名 (委託者の氏名、名称及び代表者名又は機関名)	申出事由、閲覧事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 日本銀行 情報サービス局 局長 大川 昌利	「生活意識に関するアンケート調査」(第45回)実施のための対象者抽出	平成22年11月30日	東つつじヶ丘都台2丁目 東つつじヶ丘都台3丁目 東別院町大野 東別院町鎌倉 東別院町栢原
社団法人 中央調査社 会長 中田 正博 (内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 別府 充彦)	「社会意識に関する世論調査」実施のための対象者抽出	平成22年12月15日	大井町小金岐2丁目
株式会社 ビデオリサーチ 代表取締役社長 若杉 五馬 日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部 情報部長 田中 康司	2011年「全国たばこ喫煙者率調査」実施のための対象者抽出	平成23年1月18日	余部町

閲覧者の名称及び代表者名 (委託者の氏名、名称及び 代表者名又は機関名)	申出事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次 (内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 別府 充彦)	「社会に関する世論調査」実施のための対象者抽出	平成23年1月25日	東別院町東掛
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 (金融広報中央委員会 会長 小林 信介)	「家計の金融行動に関する世論調査」実施のための対象者抽出	平成23年5月17日	東つつじヶ丘都台1丁目 東つつじヶ丘都台2丁目 東つつじヶ丘都台3丁目
日本放送協会 京都放送局 局長 小林 千洋	「6月全国個人視聴率調査」実施のための対象者抽出	平成23年5月18日	大井町小金岐1丁目 大井町小金岐2丁目 大井町かすみヶ丘
社団法人 中央調査社 会長 中田 正博 (株式会社 時事通信社 大阪支社長 大室 真生)	「住民意識調査」実施のための対象者抽出	平成23年8月2日	篠町野条
社団法人 中央調査社 会長 中田 正博 (株式会社 朝日新聞社 マーケティング政策室 室長 高橋 純一)	「2011年新聞及びウェブ利用に関する総合調査(くらしと情報についてのおたずね)」実施のための対象者抽出	平成22年8月2日	篠町森
株式会社 毎日新聞社 世論調査室 室長 桜井 茂	「時事問題世論調査」・ 「第65回読書世論調査」 実施のための対象者抽出	平成23年8月17日	東別院町鎌倉
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 (金融広報中央委員会 会長 小林 信介)	「金融力調査」実施のための対象者抽出	平成23年8月23日	曾我部町南条
株式会社 サーベイリサーチセンター 大阪事務所長 中村 光明 (京都府知事 山田 啓二)	「新京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査」実施のための対象者抽出	平成23年9月13日	三宅町2丁目 東別院町見立 稗田野町天川 本梅町平松 宮前町神前 大井町小金岐 千代川町千原2丁目 篠町見晴1丁目 東つつじヶ丘曙台2丁目 西つつじヶ丘大山台1丁目 南つつじヶ丘桜台5丁目

閲覧者の名称及び代表者名 (委託者の氏名、名称及び 代表者名又は機関名)	申出事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
日本放送協会 京都放送局 局長 井上 利丸	「11月全国個人視聴率調査」実施のための対象者抽出	平成23年9月21日	大井町かすみヶ丘
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 理事長 山口 浩一郎	「子どものいる世帯の生活状況及び保護者の就業に関する調査」実施のための対象者抽出	平成23年9月29日	稗田野町
社団法人 中央調査社 会長 中田 正博 (社団法人 日本新聞協会 常務理事 鳥居 元吉)	「メディアの接触と評価に関する調査(メディアについてのおたずね)」実施のための対象者抽出	平成23年10月20日	千代川町小林
社団法人 中央調査社 会長 中田 正博 (独立行政法人 労働政策研究・研修機構 理事長 山口 浩一郎)	「第6回勤労生活に関する調査」実施のための対象者抽出	平成23年10月20日	千代川町小林
社団法人 中央調査社 会長 中田 正博 日本放送協会文化研究所 世論調査部長 塩田 幸司	「情報とメディア利用についての調査」実施のための対象者抽出	平成23年10月20日	常盤町 安町

「揭示済」

## 亀岡市公告第67号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年11月21日

亀岡市長 栗山正隆

### 1 工事の概要等

- (1) 工事番号及び工事名 河改第2号 準用河川牧田川河川改修工事（その2）
- (2) 工事場所 亀岡市篠町篠 地内

(3) 工事種別 土木工事

(4) 工事概要

工事延長 L=78.5m

コンクリートブロック工 A=226㎡

河床張コンクリート A=150㎡

落差工 一箇所

ボックスカルバート工 一箇所

重力式擁壁 一式

宅地擁壁 一式

人道橋 一式

(5) 工期 平成24年3月31日

(6) 部分払 無

(7) 前金払 有 (当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)

(8) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む)で前金払をしている工事については、中間前金払(請負金額の20%以内保証事業会社の保証が必要)が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

(9) 最低制限価格 採用

## 2 入札参加資格要件

(1) 平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。

また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事(土木工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成23年4月1日以降の土木工事の競争入

札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また公告日から開札日までの間に、他の同種工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

(4) なお、環境保全関係法令等に違反する行為により、京都府からは是正命令を受け、その履行が完了していない者はこの工事に応募することはできない。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)

(2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円(建築一式は4,500万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成23年11月21日(月) 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成23年11月21日(月) 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成23年11月24日(木) 午前9時から午後5時まで 平成23年11月25日(金) 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成23年11月28日(月) 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成23年11月22日(火) 正午まで 設計図書に関する質問 平成23年11月29日(火) 正午まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年11月30日(水)	共通事項5のとおり
入札期間	平成23年12月2日(金) 午前9時から午後5時まで 平成23年12月5日(月) 午前9時から午後4時まで 再入札となった場合は 平成23年12月6日(火) 午後3時00分までに再入札すること。	共通事項6のとおり
開札日時	平成23年12月6日(火) 午前10時00分 再入札となった場合は 平成23年12月6日(火) 午後3時10分に開札する。	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第68号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成23年11月22日

亀岡市長 栗山正隆

記

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| 1 捕獲日時 | 平成23年11月18日<br>午前11時30分 |
| 2 捕獲場所 | 亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻地内          |
| 3 種類   | 雑種                      |
| 4 毛色   | 淡茶                      |
| 5 性別   | 雄                       |
| 6 体格   | 中                       |
| 7 犬の鑑札 | なし                      |
| 8 注射済票 | なし                      |
| 9 その他  | クリーム色首輪                 |

(注意) 公告期間満了の日の翌日（平成23年11月25日）までに引取りのないときは処分されます。

(連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生室  
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第69号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）  
第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留につ  
いて通知を受けたので、同条第8項の規定によ  
り公告する。

平成23年11月24日

亀岡市長 栗山正隆

記

- |        |                       |
|--------|-----------------------|
| 1 捕獲日時 | 平成23年11月22日<br>午前10時頃 |
| 2 捕獲場所 | 亀岡市東別院町鎌倉見立地内         |
| 3 種類   | ウエルシュ・コーギー            |
| 4 毛色   | 茶白                    |
| 5 性別   | 雌                     |
| 6 体格   | 中                     |
| 7 犬の鑑札 | なし                    |
| 8 注射済票 | なし                    |
| 9 その他  | 首輪なし                  |

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成23年  
11月27日）までに引取りのないとき  
は処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室  
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第69-1号

亀岡市人事行政の運営等の状況

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）の規定に基づき、平成22年度における亀岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成23年11月30日

亀岡市長 栗山正隆

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

① 職員の採用の状況（平成22年度）

区分	試験採用	選考採用	割愛採用	計
事務・技術	10人			10人
保育士	4人			4人
病院医師		1人		1人
病院看護師	10人			10人
計	24人	1人		25人

(注) 1 一般職に属する職員の採用状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 割愛採用とは、京都府等との人事交流による採用のことをいう。

② 職員の退職の状況（平成22年度）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
事務・技術	5人	3人	1人		9人
保育士		2人	2人		4人
保健師			2人		2人
指導主事			3人		3人
技能労務	2人		1人		3人
病院医師			1人		1人
病院看護師			6人		6人
病院医療技術			1人		1人
計	7人	5人	17人		29人

(注) 一般職に属する職員の退職状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

③ 職員の採用における競争試験の実施状況（平成22年度実施状況）

試験区分	申込者	受験者A	1次試験合格者	2次試験合格者	最終合格者B	競争率A/B
事務（上級）	122人	99人	34人	17人	12人	8.3
事務（上級） 民間経験5年以上	57人	52人	15人	4人	1人	52.0
事務（初級）	11人	10人	6人	2人	0人	—
手話通訳士	4人	4人	4人	1人	1人	4.0
保育士	16人	12人	8人	4人	4人	3.0
病院看護師	2人	2人			2人	1.0
	6人	6人			6人	1.0
病院医療技術	5人	5人			2人	2.5

(注) 1 平成22年度中に実施した状況であり、実際に採用した年度とは一致しない。  
 2 最終合格者には採用辞退者及び補欠合格者等を含む。

(2) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	職員数			主な増減理由	
	平成22年	平成23年	増減		
普通会計部門	議会	7人	7人	0人	
	総務	121人	119人	△2人	国勢調査終了による減等
	税務	35人	35人	0人	
	民生	143人	139人	△4人	退職不補充等
	衛生	52人	52人	0人	
	農林水産	33人	33人	0人	
	商工	10人	12人	2人	ものづくり支援業務増等
	土木	64人	66人	2人	景観業務増等
	計	465人	463人	△2人	
教育部門	74人	77人	3人	教育施設業務充実に伴う増等	
小計	539人	540人	△1人		
公営企業等部門	病院	106人	110人	4人	情報管理業務増等
	水道	27人	27人	0人	
	下水道	31人	31人	0人	
	その他	28人	27人	△1人	国民健康保険業務調整による減
	小計	192人	195人	3人	
合計	731人 [839人]	735人 [839人]	4人 [ 0人]		

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。  
 2 [ ]内は、条例定数である。

② 職種別職員数の状況（各年4月1日現在）

職種	職員数		職種内容
	平成22年	平成23年	
一般行政職	414人	418人	以下のいずれにも該当しない職
税務職	35人	35人	課税、納税の業務に従事する職（税務課、税機構職員）
医療技術職	1人	1人	医療技術の業務に従事する職（保健センター理学療法士）
保健職	21人	21人	保健師の業務に従事する職（保健センター保健師等）
福祉職	70人	69人	保育の業務に従事する職（保育所保育士、養護師等）
企業職	164人	168人	地方公営企業に従事する職（上下水道部、市立病院職員）
技能労務職	10人	7人	現業の業務に従事する職（給食調理員、用務員等）
教育職	15人	15人	教育公務員（指導主事、幼稚園教諭、養護教諭）
教育長	1人	1人	教育委員会教育長
計	731人	735人	

（注）一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

（3）定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標（集中改革プラン）

部門	平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
一般行政部門	504人	463人	41人	8.1%
教育部門	87人	82人	5人	5.7%
公営企業等部門	187人	186人	1人	0.5%
計	778人	731人	47人	6.0%

（注）一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

部門		平成17年 計画始期	平成18年 1年目	平成19年 2年目	平成20年 3年目	平成21年 4年目	平成22年 5年目	平成17～ 22年計	数値 目標
一般行政 部門	職員数	504人	492人	473人	468人	468人	465人		463人
	増減		△12人	△19人	△5人	0人	0人	△36人	△41人
教育部門	職員数	87人	84人	82人	83人	79人	74人		82人
	増減		△3人	△2人	1人	△4人	△5人	△13人	△5人
公営企業 等部門	職員数	187人	187人	185人	187人	192人	192人		186人
	増減		0人	△2人	2人	5人	0人	5人	△1人
計	職員数	778人	763人	740人	738人	739人	731人		731人
	増減		△15人	△23人	△2人	1人	△8人	△47人	△47人

（注）1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 計画期間は、平成17年から22年の5年間である。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費と職員給与費の状況

① 人件費の状況 (平成22年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 平成21年度の 人件費率
92,539人	31,749,866千円	865,473千円	5,199,109千円	16.4%	17.3%

(注) 住民基本台帳人口は、平成22年3月31日現在のものである。

② 職員給与費の状況 (平成22年度普通会計決算)

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
538人	2,034,075千円	526,146千円	757,517千円	3,317,738千円	6,167千円

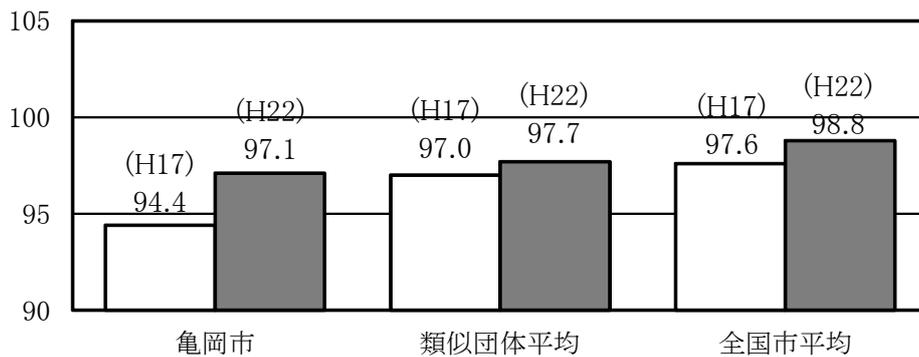
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、普通会計に属する一般職の職員(平成22年4月1日現在)の人数である。ただし、教育長、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

③ 給与抑制措置の状況

区分	対象者	削減期間	削減効果額
管理職手当	部長級7%減 次・課長級5%減	平成14年4月1日 から当分の間	年間約4,000千円 (平成22年度)

④ ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体(一般市類型Ⅱ-1)のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## (2) 特別職等の報酬等の状況（各年4月1日現在）

区分		給料月額等	
		平成22年	平成23年
給料	市長	992,000円/月	990,000円/月
	副市長	793,000円/月	791,000円/月
	病院事業管理者	668,000円/月	667,000円/月
	教育長	698,000円/月	697,000円/月
報酬	議長	560,000円/月	
	副議長	490,000円/月	
	議員	440,000円/月	
期末手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	支給月数：3.1月分 役職加算額： (給料月額+地域手当)×15%	支給月数：2.95月分 役職加算額： (給料月額+地域手当)×15%
	議長 副議長 議員	支給月数：3.1月分 役職加算額：報酬月額×15%	支給月数：2.95月分 役職加算額：報酬月額×15%
退職手当	市長	算定方式	1期の手当額
	副市長	給料月額×在籍年数×550/100	2,178万円
	病院事業管理者	給料月額×在籍年数×325/100	1,028万円
	教育長	給料月額×在籍年数×280/100	747万円
備考	市長	給料月額×在籍年数×280/100	781万円
	副市長	給料月額×在籍年数×280/100	781万円
	病院事業管理者	給料月額×在籍年数×280/100	781万円
	教育長	給料月額×在籍年数×280/100	781万円
備考	市長、副市長、病院事業管理者及び教育長に地域手当支給 (給料月額の6%) 副市長、病院事業管理者及び教育長に通勤手当支給		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、各年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## (3) 公営企業職員の職員給与費の状況

## ① 簡易水道事業（平成22年度決算）

総費用A	実質収支	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費用に 占める職員給与費比率
63,919千円	36,734千円	9,141千円	14.3%	10.5%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
2人	4,795千円	1,161千円	1,673千円	7,629千円	3,815千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

## ② 地域下水道事業（平成22年度決算）

総費用A	実質収支	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費用に 占める職員給与費比率
327,722千円	10,666千円	73,449千円	22.4%	23.3%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
10人	36,082千円	9,686千円	13,105千円	58,873千円	5,887千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

## ③ 上水道事業（平成22年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費用に 占める職員給与費比率
1,194,987千円	44,401千円	229,493千円	19.2%	20.2%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
25人	109,561千円	24,437千円	42,232千円	176,230千円	7,049千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

## ④ 下水道事業（平成22年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費用に 占める職員給与費比率
1,725,940千円	376,540千円	163,995千円	9.5%	9.2%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
21人	83,301千円	21,623千円	32,209千円	137,133千円	6,530千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

## ⑤ 病院事業（平成22年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成21年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,182,197千円	32,333千円	935,522千円	42.9%	43.4%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
105人	417,661千円	220,268千円	141,768千円	779,697千円	7,426千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 職員の勤務時間の状況（平成23年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻 終了時刻	休憩時間	週休日・休日
38時間45分	開始：午前8時30分 終了：午後5時15分	午後0時00分 ～午後1時	土曜日、日曜日、 国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態により勤務する職員を除く。

## (2) 休暇制度の状況

## ① 年次有給休暇の制度と取得状況について

区分	原因・理由等	休暇の期間	取得実績
年次休暇	1の年度ごとにおける休暇取得時季及び理由の如何にかかわらず取得可	1の年度に20日 残日数は、20日を限度に次の年度に限り繰り越すことができる。	平均取得日数：8.0日 消化率：22.6%

(注) 取得実績は、平成22年4月1日から平成23年3月31日の間に取得した平均値である。

## ② 療養休暇（有給）の制度について

区分	原因・理由等	休暇の期間
公務傷病	公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により療養が必要なとき	療養を必要とする期間
結核	結核性の疾病により療養が必要なとき	療養を必要とする180日以内の期間
私傷病	その他の負傷又は疾病により療養が必要なとき	療養を必要とする90日以内の期間
通院	負傷又は疾病により通院が必要なとき	通院を必要とする期間で必要最低限の時間 ※ 1回の承認は、90日以内

(注) 公務傷病、結核、私傷病及び通院については、医師の診断書に基づき承認する。

## ③ 特別休暇（有給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
公の職務執行休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施するものに対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年度について5日以内でその都度必要と認められる期間
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	結婚の日の5日前から1月後までの間の8日以内の期間
産前休暇	出産する予定である職員が申し出た場合	出産予定日の前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の日から出産の日までの期間

産後休暇	職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間								
育児時間	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間								
配偶者の出産休暇	配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内の2日以内の期間								
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日以内の期間								
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度について5日以内の期間（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）								
短期介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び職員と同居する祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をするとき	1の年度について5日以内の期間（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）								
生理休暇	生理のために勤務することが著しく困難である場合	1回について2日以内で必要とする期間								
妊娠の通院休暇	妊娠中及び出産後の職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	次の区分によりその都度必要と認められる期間 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">妊娠23週まで</td> <td style="width: 50%;">4週間に1回</td> </tr> <tr> <td>妊娠24週～満35週まで</td> <td>2週間に1回</td> </tr> <tr> <td>妊娠36週～出産まで</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>出産後1年まで</td> <td>その間に1回</td> </tr> </table>	妊娠23週まで	4週間に1回	妊娠24週～満35週まで	2週間に1回	妊娠36週～出産まで	1週間に1回	出産後1年まで	その間に1回
妊娠23週まで	4週間に1回									
妊娠24週～満35週まで	2週間に1回									
妊娠36週～出産まで	1週間に1回									
出産後1年まで	その間に1回									
妊娠障害休暇	妊娠中の職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	30日以内で必要と認められる期間								

服喪休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	親族		日数
		配偶者	10日	
		父母	7日	
		子	5日	
		祖父母、曾祖父母	3日	
		孫	1日	
		兄弟姉妹	3日	
		おじ、おば	1日	
		父母の配偶者、配偶者の父母	3日(7日)	
		子の配偶者、配偶者の子	1日(5日)	
		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(3日)	
		兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹		
		おじ又はおばの配偶者	1日	
				1 日数は、その事実を知った日(日数が1日のものにあつては、任命権者が承認した日)から起算する 2 同一生計の場合は( )内の日数とする
父母等の追悼休暇	職員が、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹の追悼のための特別な行事を行う場合	1日以内で必要と認められる期間		
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度の7月から9月の期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日以内の期間		
り災休暇	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	7日以内でその都度必要と認められる期間		
感染症交通遮断休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間		
災害交通遮断休暇	地震、水害、火災その他の災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間		
事故休暇	交通機関の事故等の不可抗力の場合	その都度必要と認められる期間		

## ④ 介護休暇（無給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母及び祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするとき ※対象となる者は、同居するものに限る	2週間以上6月以内の連続する期間において必要とする日又は時間

## (3) 育児休業（無給）・部分休業（無給）の制度と取得状況について

区分	原因・理由等	取得者数（承認期間別）			
		～1年	～2年	～3年	計
育児休業	3歳未満の子を養育するとき	12人	4人	0人	16人
部分休業	小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないとき（30分単位で1日2時間以内）	0人	2人	0人	2人

（注）平成22年度に新たに当該休業を取得した件数である。

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

## (1) 分限処分の状況（平成22年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な処分をいう。

処分手由	処分件数					実休職者数
	降任	免職	休職	降給	計	
勤務成績が良くない場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
心身の故障の場合	0件	0件	19件	0件	19件	1人
適格性を欠く場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人

（注）1 平成22年度において発令した延べ件数である。

2 休職処分件数は、期間更新をその都度新たな処分とみなして計上した数であり、実休職者数は、引き続き休職状態にあった者の実数である。

## (2) 懲戒処分の状況（平成22年度）

懲戒処分とは、職員に一定の義務違反がある場合に、公務における規律と秩序を維持するために行われる制裁的な処分をいう。

処分手由	処分件数				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1件	0件	0件	0件	1件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0件	0件	0件	0件	0件

## 5 職員のサービスの状況

## (1) 職務専念義務の免除の状況（平成22年度）

職務に専念する義務について、法律又は条例に基づく以下の区分に該当し、公務の運営に支障がない場合は、その免除が認められている。

内容（条例に基づくもの）		件数
研修を受ける場合		2件
厚生に関する計画の実施に参加する場合		385件
その他任命権者が必要と認める場合	子の保育参観、授業参観に出席する場合	128件
	職員組合執行委員が上部団体の会議等に出席する場合	21件
	その他（消防団活動等）	19件

（注）平成22年度において発令した延べ件数である。

## (2) 営利企業等従事許可の状況（平成22年度）

公務員は、営利を目的とする私企業の役員等の地位を兼ね、又は自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないが、次のいずれにも該当せず、地方公務員法の精神に反しないと認める場合に限り、任命権者から営利企業等に従事する許可を受けることができる。

- ア 職務の遂行に支障のおそれのある場合
- イ 職員が占めている職との間に特別な利害関係があり又その発生のおそれがある場合
- ウ 職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

許可件数	205件
------	------

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成22年度）

研修区分		延べ 実施日数	受講者数
人事課主催研修	新規採用職員研修 セクシュアル・ハラスメント研修 議会対応研修 キャプテンシップ研修 エクセル研修 メンタルヘルス研修 アサーション研修 段取り力研修 プレゼンテーション研修 指導育成力向上研修 公共事業の協働型再編研修 人権研修 男女共同参画研修 育成面談研修 京都学園大学連携市政研修 法制執務研修 まちづくり講演会 ほか	41.5日	1,496人
その他研修	派遣研修 (京都府市町村振興協会、市町村アカデミーほか)	219日	139人
	職場研修	91日	1,538人
合計		351.5日	3,173人

(2) 勤務成績の状況（平成22年度）

評定結果					
A	B	C	D	E	計
極めて良好	特に良好	良好（普通）	やや不良	不良	
67人	41人	490人	2人	1人	601人

(注) 育児休業中の職員、医療職を除く。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

## (1) 厚生に関する計画の実施状況（平成22年度）

区分	主な項目	受診者数
健康管理	定期健康診断	369人
	人間ドック	345人
	頸肩腕腰痛特殊健康診断	84人
	VDT作業従事者健康診断	274人

## (2) 福利厚生事業に係る公費負担状況（平成22年度）

亀岡市実施分	亀岡市職員互助会事業				福利厚生事業 に係る決算額
公費負担 決算額 A	公費負担額 B	互助会会員数 C	公費補助率	1人当たり 公費負担額 B/C	
4,330千円	12,879千円	728人	本給の 0.6%以内	17,691円	A+B 17,209千円

## (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成22年度）

事案なし

## (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成22年度）

事案なし

「揭示済」

## 任免及び辞令

(各 通)

酒 井 安紀子  
 竹 田 幸 生  
 森 金 彌  
 松 井 やす子  
 串 崎 哲 史  
 松 本 朋 子  
 矢 田 勳  
 八 木 辰 夫  
 中 桐 安 子  
 野 村 千代子  
 酒 井 清 治  
 村 田 淑 子

亀岡市民生委員推せん会委員に委嘱します  
 任期は平成26年10月31日までとします  
 平成23年11月1日

(各 通)

畑 恒 夫  
 齋 藤 則 夫  
 森 和 孝  
 瀧 上 敏 明  
 澄 哲 洋  
 今 西 聡  
 藤 川 健 二

亀岡市畑野財産区管理会委員に選任します  
 平成23年11月25日

## 選挙管理委員会欄

### 告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第105号

平成23年12月2日定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成23年11月30日

亀岡市選挙管理委員会  
 委員長 西田 勝

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所  
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成23年12月3日から  
同月7日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第106号

平成23年10月23日執行の亀岡市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公職選挙法第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年11月30日

亀岡市選挙管理委員会  
 委員長 西田 勝

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年10月23日執行 亀岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
9,157,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	松野好秀	所属党派	無所属	期 間	平成23年 9月24日から	第1回分
出納責任者氏名	並河愛子				平成23年10月31日まで	

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円
市民本位の明るい民主市政をつくる会		1,009,360	
高向 吉朗	無職	200,000	
山木 潤治	農業	200,000	
西森 睿治	自営業	90,000	
久世 佐代子	無職	30,000	
仲 絹枝	南丹市議員	30,000	
河内 怜子	主婦	30,000	
宮部 美穂	自営業	30,000	
吉田 知加子	パート従業員	30,000	
高向 美智子	無職	30,000	

支 出

人件費	670,000
家屋費	143,750
選挙事務所費	111,750
集合会場費	32,000
通信費	20,276
交通費	0
印刷費	677,775
広告費	464,285
文具費	47,514
食糧費	43,339
休泊費	0
雑費	40,821

その他の寄附	0件	0
その他の収入		0
今 回 計		1,679,360
前 回 計		0
総 計		1,679,360

今 回 計	2,107,760
前 回 計	0
総 計	2,107,760

報告書受理年月日	平成23年11月2日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成23年10月23日執行 亀岡市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
9,157,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	栗山正隆	所属党派	無所属	期 間	平成23年 9月23日から	第1回分
出納責任者氏名		野原一郎			平成23年10月31日まで	

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		円
		円	人件費	520,000
			家屋費	189,747
民主党京都府総支部連合会		100,000	選挙事務所費	142,147
自由民主党京都府支部連合会		100,000	集合会場費	47,600
自由民主党京都府参議院選挙区第4支部		50,000	通信費	0
山城 永治	会社役員	100,000	交通費	0
村田 憲一	元南丹市議員	30,000	印刷費	920,325
近藤 省一	不動産業	100,000	広告費	747,300
			文具費	24,835
			食糧費	71,081
			休泊費	0
			雑費	8,146
その他の寄附	5件	50,000		
その他の収入		2,303,000		
今 回 計		2,833,000	今 回 計	2,481,434
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		2,833,000	総 計	2,481,434

報告書受理年月日	平成23年11月1日	第1回報告分
----------	------------	--------



# 市立病院欄

## 規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程及び亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年11月25日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第6号

亀岡市立病院職員の給与に関する規程及び亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

(亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1並びに別表第2の医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)を次のように改める。

## 別表第1（第2条関係）

## 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用 職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	

33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200	457,000
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900	457,800
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600	458,600
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900	459,200
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500	
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200	
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900	
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400	
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100	
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800	
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500	
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000	

74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700	
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400	
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100	
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600	
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100	423,300	
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800	424,000	
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500	424,700	
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000	425,200	
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700	425,900	
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400	426,600	
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100	427,300	
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600	427,800	
86	239,700	294,800	343,200	383,900	401,300	428,500	
87	240,400	295,100	343,700	384,500	402,000	429,200	
88	241,100	295,500	344,200	385,100	402,700	429,900	
89	241,900	295,800	344,600	385,800	403,200	430,400	
90	242,400	296,200	345,100	386,400	403,900	431,100	
91	242,900	296,600	345,600	387,000	404,600	431,800	
92	243,400	297,000	346,100	387,600	405,300	432,500	
93	243,700	297,100	346,300	388,300	405,800	433,000	
94		297,500	346,800	388,900	406,500		
95		297,900	347,300	389,500	407,200		
96		298,300	347,800	390,100	407,900		
97		298,500	347,900	390,800	408,400		
98		298,900	348,400	391,400	409,100		
99		299,300	348,900	392,000	409,800		
100		299,700	349,400	392,600	410,500		
101		299,900	349,700	393,300	411,000		
102		300,300	350,100	393,900			
103		300,700	350,500	394,500			
104		301,100	350,900	395,100			
105		301,300	351,400	395,800			
106		301,600	351,800	396,400			
107		302,000	352,200	397,000			
108		302,400	352,600	397,600			
109		302,600	353,100	398,300			
110		303,000	353,500	398,900			
111		303,400	353,900	399,500			
112		303,700	354,200	400,100			
113		303,800	354,700	400,800			
114		304,200					

	115		304,600					
	116		305,000					
	117		305,200					
	118		305,500					
	119		305,800					
	120		306,100					
	121		306,500					
	122		306,800					
	123		307,100					
	124		307,400					
	125		307,800					
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	

35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400
41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800
44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600
45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100
46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800
47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500
48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200
49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000
50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700
51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400
52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100
53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700
54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400
55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100
56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800
57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400
58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100
59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800
60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500
61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800
62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400
63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100
64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800
65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300
66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400	418,000
67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100	418,700
68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800	419,400
69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300	419,900
70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900	
71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500	
72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100	
73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700	
74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300	
75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900	

76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500	
77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000	
78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600	
79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200	
80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800	
81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500	
82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100	
83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700	
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300	
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000	
86		291,900	328,500	350,300	394,600	
87		292,100	328,800	350,700	395,200	
88		292,300	329,200	351,100	395,800	
89		292,700	329,600	351,500	396,500	
90		292,900	330,000	351,900	397,100	
91		293,100	330,400	352,300	397,700	
92		293,300	330,800	352,600	398,300	
93		293,700	331,300	353,000	399,000	
94		293,900	331,600	353,400	399,600	
95		294,100	332,000	353,800	400,200	
96		294,400	332,400	354,100	400,800	
97		294,800	332,600	354,600	401,500	
98		295,100	333,000	355,000		
99		295,400	333,400	355,400		
100		295,700	333,800	355,800		
101		296,000	334,000	356,300		
102		296,300	334,400	356,700		
103		296,600	334,800	357,100		
104		296,900	335,000	357,500		
105		297,200	335,100	358,000		
106			335,500			
107			335,900			
108			336,300			
109			336,500			
110			336,900			
111			337,300			
112			337,700			
113			337,900			
再任用 職員	186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、あん摩マッサージ指圧師、管理栄養士、栄養士、医療ソーシャルワーカー及びその他の職員で管理者が定めるものに適用する。

## 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外 の 職 員		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	

35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000
42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400
44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500
46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100
47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600
48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200
49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800
50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400
51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000
52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600
53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100
54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600
55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100
56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600
57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700
58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600
59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500
60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400
61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300
62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200
63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100
64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000
65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900
66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700
67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500
68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300
69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900	
71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600	
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300	
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000	
74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600	
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200	

76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800	
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200	
78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800	
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400	
80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000	
81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500	
82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100	
83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700	
84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300	
85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800	
86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400	
87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000	
88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600	
89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000	
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500	
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100	
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700	
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200	
94	283,600	317,800	352,300	371,200	400,800	
95	284,600	318,500	353,000	371,700	401,400	
96	285,600	319,100	353,700	372,200	402,000	
97	286,500	319,800	354,200	372,800	402,500	
98	287,300	320,200	354,700	373,300	403,100	
99	288,100	320,900	355,200	373,800	403,700	
100	289,000	321,600	355,700	374,300	404,300	
101	289,800	322,000	356,200	374,900	404,800	
102	290,600	322,600	356,700	375,400		
103	291,400	323,200	357,200	375,900		
104	292,200	323,800	357,700	376,300		
105	292,900	324,200	358,000	376,900		
106	293,400	324,700	358,500	377,400		
107	293,900	325,200	359,000	377,900		
108	294,400	325,700	359,500	378,400		
109	294,600	326,100	360,000	379,000		
110	295,000	326,500	360,500	379,500		
111	295,200	326,900	361,000	380,000		
112	295,600	327,300	361,500	380,500		
113	295,900	327,700	362,000	381,100		
114	296,200	328,100	362,500			
115	296,600	328,500	363,000			
116	296,900	328,800	363,400			

117	297,200	329,100	363,800			
118	297,500	329,500	364,300			
119	297,800	329,900	364,800			
120	298,200	330,300	365,300			
121	298,500	330,500	365,700			
122	298,900	330,900	366,200			
123	299,300	331,300	366,700			
124	299,700	331,700	367,200			
125	299,900	331,900	367,600			
126	300,200	332,200				
127	300,600	332,600				
128	301,000	332,900				
129	301,200	333,000				
130	301,600	333,400				
131	302,000	333,800				
132	302,400	334,200				
133	302,600	334,500				
134	303,000	334,900				
135	303,400	335,300				
136	303,800	335,700				
137	304,000	336,000				
138	304,300	336,400				
139	304,700	336,800				
140	305,100	337,200				
141	305,300	337,500				
142	305,700	337,900				
143	306,100	338,300				
144	306,400	338,700				
145	306,500	339,000				
146	306,900	339,400				
147	307,300	339,800				
148	307,700	340,200				
149	307,900	340,500				
150	308,200	340,900				
151	308,500	341,300				
152	308,800	341,700				
153	309,200	342,000				
154	309,500					
155	309,700					
156	310,000					
157	310,400					

	158	310,700					
	159	311,000					
	160	311,300					
	161	311,700					
	162	312,000					
	163	312,300					
	164	312,600					
	165	313,000					
	166	313,300					
	167	313,600					
	168	313,900					
	169	314,300					
再任用 職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

備考 この表は、病院に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

(亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成18年亀岡市病院事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「100分の99.59」を「100分の99.1」に、「100分の99.83」を「100分の99.34」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、亀岡市立病院職員の給与に関する規程において準用する亀岡市一般職員の給与に関する条例及び亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成23年亀岡市条例第21号)による改正後の亀岡市一般職員の給与に関する条例第20条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第5項若しくは第23条第1項から第3項まで、又は第5項若しくは附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(亀岡市一般職員の給与に関する条例第24条の3に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であって行政職給料表、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)の職務の級及び号給が次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成18年亀岡市病院事業管理規程第3号)附則第6項の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで
医療職給料表(2)	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から68号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から40号給まで
	6級	1号給から24号給まで
医療職給料表(3)	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から92号給まで
	3級	1号給から68号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から40号給まで
	6級	1号給から20号給まで

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

「揭示済」